

2025年3月25日

各位

株式会社西日本新聞旅行

観光庁からの業務停止命令の受領について

2024年4月に実施した貸切バスを利用した募集型企画旅行において、貸切バスの営業区域外配車の指摘を受け、観光庁より旅行業法第13条第3項第2号違反に基づく業務停止命令を受けました。

お客様ならびに関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今回の処分を厳粛に受け止め、今後、さらなる法令順守の徹底に取り組むべく、再発防止策を講じ早期の信頼回復に努めて参ります。

記

1 処分の概要

(1) 対象：

株式会社西日本新聞旅行（本社：福岡県福岡市中央区天神1-4-1 西日本新聞会館14階）

(2) 違反行為：

旅行業法第13条第3項第2号違反「法令に違反するサービスの提供を受けることのある」

(3) 処分内容：

9日間の業務停止

開始日 2025年3月26日（水）00：00 → 終了日 2025年4月3日（木）24：00

2 業務停止中のお取り扱いについて

業務停止期間においては、下記の対応を取らせていただきます。お客様に多大なるご迷惑をお掛けすることについてお詫び申し上げます。

(1) 新規のご予約について

新規のご予約につきましてはお引き受けできません。

(2) 既にご予約済みの旅行について

お取り消し、ご人数の減員、日程・コース等の変更については承りますが、ご人数の増員につきましてはお引き受けできません。

以上

<お問合せ先> お客様・報道関係者共通
株式会社西日本新聞旅行 TEL：092-711-5518